

令和7年度入善町新婚世帯住居費等支援事業補助金（追加要件1または2）に関するQ&A（目次）

【目次】

1.申請について

Q1-1	申請はいつからできますか。
Q1-2	郵送で申請できますか
Q1-3	事前相談はできますか。
Q1-4	入善町外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。
Q1-5	再婚の場合は対象になりますか。
Q1-6	夫婦の一方は入善町に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。

2.所得

Q2-1	所得の確認方法を教えてください。
Q2-2	いつの所得で判定するのですか。
Q2-3	夫婦の所得は、どのように計算すればよいですか。
Q2-4	令和6年中の所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。
Q2-5	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。
Q2-6	貸与型奨学金の返済額及び期間はどのように確認するのですか。

3.対象経費

Q3-1	いつ支払った費用が補助の対象になりますか。
Q3-2	住居費について対象となる費用は何ですか。
Q3-3	口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか
Q3-4	【購】住宅を購入した際に、国の補助金を使いました。対象となりますか。
Q3-5	【購・リ】婚姻日より前に住宅を購入・リフォームしましたが、対象になりますか。
Q3-6	【リ】住宅のリフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。
Q3-7	【リ】リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか。
Q3-8	【リ・賃】賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。
Q3-9	【賃】住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は対象になりますか。
Q3-10	【賃】勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。
Q3-11	【賃】他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか。
Q3-12	【賃】婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか。
Q3-13	【引】引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか。

※【購】住宅購入 【リ】リフォーム 【賃】賃貸 【引】引越

4.その他

Q4-1	補助金の返還が必要となるのは、どのような場合ですか？
Q4-2	補助金を受け取ったら確定申告は必要ですか？

令和7年度入善町新婚世帯住居費等支援事業補助金（追加要件1または2）に関するQ&A

【1.申請について】

（Q1-1）申請はいつからできますか。

令和7年4月1日から申請の受付を開始します。ただし、実際に婚姻し、住宅賃借費用や引越し費用などの対象費用の支払いを終え、必要書類がすべて揃った時点で申請が可能となります。

※なお、ここでいう新婚世帯とは、①令和7年1月1日～令和8年3月31日までに入籍した夫婦であり、②夫婦の所得合計が500万円未満、③婚姻日における夫婦の年齢がともに29歳以下（追加要件1）または39歳以下（追加要件2）である夫婦のこと指します。

申請期限は、令和8年3月31日までです。

※令和8年3月31日までに対象費用の支払いが完了する見込みのない方は、お早目に相談ください。

（Q1-2）郵送で申請できますか。

申請できます。書類に不備や不足があった場合は、担当者からお電話いたします。

（Q1-3）事前相談はできますか。

結婚・子育て応援課（0765-72-1853）にて事前相談を承っております。

（Q1-4）入善町外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。

対象になります。

ただし、申請時において、夫婦双方の住民票に記載されている住所が申請に係る住宅（婚姻を機に新たに生活を送るための住宅）の住所でないといけません。

（Q1-5）再婚の場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、夫婦の双方又は一方が当該補助金（当該制度と同様の趣旨による他の地方公共団体の事業にもとづく補助金を含む）を受けたことがある場合は対象外です。

（Q1-6）夫婦の一方は入善町に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。

対象になりません。

ただし、申請時において、夫婦双方の住民票に記載されている住所が申請に係る住宅（婚姻を機に新たに生活を送るための住宅）の住所でないといけません。（※Q1-4と同様）

【2.所得】

（Q2-1）所得の確認方法を教えてください。

所得は、収入から必要経費を引いた金額のことをさします。サラリーマンの方は会社から配布される「特別徴収税額の通知書」の「総所得金額」が所得になります。

自営業の方は1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。

審査は、所得証明書を基準にします。

※複数の所得がある場合は、この限りではありません。

（Q2-2）いつの所得で判定するのですか。

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの、夫婦それぞれの所得の合計額（※申請の時点で発行可能な直近の所得証明書）で判定します。

（Q2-3）夫婦の所得は、どのように計算すればよいですか。

直近の所得証明書をもとに、**令和6（2024）年中の夫婦の所得**を合算します。合計所得金額が500万円未満であれば申請が可能です。ただし、以下の場合は、それぞれの計算方法により算出した金額となります。

○貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した夫婦の合計所得金額から**令和6年中の貸与型奨学金の返済額**を控除した金額になります。

（Q2-4）令和6年中の所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。

所得証明書が必要です。

※源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、必ず、**令和7年1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行する所得証明書が必要となります。**

（Q2-5）貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。

令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に返済した金額は控除できます。

※ただし、奨学金返還証明書（提出が困難な場合は、領収書や通帳）の写しの添付が必要です。

（Q2-6）貸与型奨学金の返済額及び期間はどのように確認するのですか。

返済額の期間は、**令和6（2024）年1月1日から12月31日まで**です。返済額は、奨学金返還証明書により確認しますが、証明書の発行が難しい場合は、返済に対する領収書や通帳の写しにより確認します。

【3.対象経費】

(Q3-1) いつ支払った費用が補助の対象になりますか。

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払った費用が対象となります。

(Q3-2) 住居費について対象となる費用は何ですか。

婚姻に伴う住宅購入費用は、建物の購入費のみが対象です。

住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象です。

区分	項目	補助の対象
住宅購入費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代	対象外
	住宅ローン手数料	
住宅賃貸費用に付随して発生することが多い経費	駐車場代	対象外
	物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代	
	更新手数料	
	光熱水費	
	設備購入代	
	火災保険料、家財保険料	
	契約一時金、保証金	地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。

(Q3-3) 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。

振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。支払った方（口座名義人）や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。スマホのアプリ上でしか確認できない場合は、該当箇所のスクリーンショットでも構いません。なお、振込先の口座は、申請者名義のものに限ります。

(Q3-4) 【購】住宅を購入した際に、国の補助金を使いました。対象となりますか。

以下の補助金を使用した場合は、併用不可のため、対象となりません。

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・ こどもエコすまい支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

（Q3-5）【購・リ】婚姻日より前に住宅を購入・リフォームしましたが、対象になりますか。

婚姻日より前に購入した住宅の場合、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として購入した住宅であれば対象になりますが、補助対象となる経費は婚姻日以降に支払ったものです。**ただし、婚姻前の住宅購入が夫婦連名の場合は、購入日（購入日が令和7年4月1日より前の場合は、令和7年4月1日）以降から補助対象となります。なお、リフォーム費用についても同様の考え方となります。**

（Q3-6）【リ】住宅のリフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。

婚姻を伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。※ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外です。

（Q3-7）【リ】リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか。

夫婦が所有者である必要はありません。※ただし、夫婦の双方又はいずれか一方の住民票が当該住宅の住所になっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていなければなりません。

（Q3-8）【リ・賃】賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。

対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用は対象外です。

（Q3-9）【賃】住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は対象になりますか。

いずれの場合も対象になりますが、対象費用となるのは以下のとおりです。

■夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件の場合

⇒婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用が対象になります。

■婚姻前から夫婦が同居している物件の場合

⇒原則、婚姻後に生じた費用が対象となります。ただし、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始後に生じた費用が対象となります。

※いずれの場合も令和7年4月1日以降に支払われたものに限ります。

（Q3-10）【賃】勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。

住宅賃借費の場合対象外になります。

勤務先が発行する住宅手当支給証明書により、手当支給額を確認させていただき、当該金額を控除した金額を対象費用とします。

（Q3-11）【賃】他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか。

対象になりません。

（Q3-12）【賃】婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか。

対象となります。

※ただし、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払った費用になります。

(Q3-13) 【引】引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか。

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象になります。そのため、引越業者や運送業者発行の領収書により、引越費用であることが確認できない費目は対象外になります。不用品の処分費用や、自身で荷物を運んだ場合のレンタカー費用、エアコンの移設、設置費用等は対象になりません。

【4.その他】

(Q4-1) 補助金の返還が必要となるのは、どのような場合ですか？

補助金の返還が必要となる場合は、下記のとおりです。

- (1) 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者の両方が町外へ転出したとき。
- (2) 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者が別居したとき。
- (3) 交付決定の日から起算して2年以内に、離婚届を提出し、受理されたとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

補助金を交付決定の日から2年を経過せずに上記の手続きをされた場合、受け取った補助金を返還いただく必要がございますので、手続きをされる前に結婚・子育て応援課窓口までお越しください。

(Q4-2) 補助金を受け取ったら確定申告は必要ですか？

この新婚世帯住居費等支援事業補助金は、所得税法上「一時所得」に該当するため、補助金の金額やほかの一時所得との年間合計額によっては、確定申告が必要な場合があります。詳しくは、税務署等へご確認をお願いします。